

沼津市若者世帯定住支援奨励金交付制度の拡充

本制度は、本年7月1日より運用を開始したところですが、県外・県中西部地域からの転入の促進と三世帯居住、子育て支援を充実すべく制度を見直し、若者世代の移住・定住の一層の促進を図ります。

■ 県外・県内中西部からの転入者世帯への支援を拡充

・ 県東部地域での住民の移動を県東部の市町で取りあうということではなく、県外や県中西部地域からの転入を促進するため、県外からの転入者世帯には基準額110万円、最高額150万円、県中西部地域からの転入者世帯には基準額60万円、最高100万円の奨励金を交付します。

■ 三世帯居住の推進

・ 親世代、子世代双方にメリットとなる三世帯同居、近居を推進するため市内に住宅を取得した転入者世帯で、親と同居又は近居となる場合、10万円を加算します。
・ 住宅を取得しない世帯で、親と同居し、かつリフォームを行った転入者世帯に30万円の奨励金を交付します。

■ 子育て世帯に奨励金を加算

・ 子育て世代の支援をより一層充実すべく、市内に住宅を取得した転入世帯に、子供1人につき10万円を加算（上限30万円）します。
・ 奨励金の交付対象としている転入した若者世帯に、中学生までの子がいる父子・母子世帯を加えます。

● 現行の制度

	対象者	奨励金額
(1)	転入者世帯	一律 40 万円
(2)	市内移動等	一律 3 万円

● 制度改正による転入世帯の奨励金額は以下のとおりとなります。(H28. 1～)

	対象者	奨励金額	加算後の最高額
(1)	県外からの転入者世帯	110 万円	150 万円
(2)	県内中・西部地域からの転入者世帯	60 万円	100 万円
	県内東部地域からの転入者世帯	10 万円	50 万円
(3)	(1)、(2)に対する子供加算（中学生まで）	1 人：10 万円 (上限 30 万円)	
(4)	(1)、(2)に対する親と同居又は近居に対する加算	10 万円	
(5)	親と同居かつリフォームした転入者世帯	30 万円	

● 経過措置

年度途中での制度変更となるため、本年度中の申請者については経過措置を設けます。

- (1) 県内東部からの転入者について、新制度による算定額が現行制度による額（40 万円）を下回る場合は、現行制度による額（40 万円）を交付します。
- (2) 市内移動等に対する奨励金（3 万円）は、今年度に限り交付します。